

中小トラック運送事業者の皆様へ

令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

(低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業)

低炭素型ディーゼルトラックの導入で 補助金申請ができます！

低炭素型ディーゼルトラック(※)を購入またはリースで導入した場合、補助金申請ができます。

対象:令和8年4月1日~令和9年1月29日に新車新規登録され

令和7年度(2025年度)燃費基準を達成した事業用車両



本事業は、中小トラック事業者が低炭素型ディーゼルトラック(※)を導入し、エコドライブを含む燃費改善の取り組みを継続的に実施・改善する体制を構築することにより、二酸化炭素の排出削減を図り、地球環境保全に資することを目的とした補助事業です。

必要な書類をそろえて申請いただき、審査を完了すると補助金が交付されます。

※低炭素型ディーゼルトラック

大型・中型・小型ともに、令和7年度(2025年度)燃費基準を達成した車両

↓達成度レベルは、国交省 HP から「JH25モード」をダウンロードして確認ください

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr10_000013.html

トラック等又はトラクタ										燃費		CO2排出		燃費改善率		CO2削減率		燃費改善率達成レベル		CO2削減率達成レベル		
車名	通称名	型式	原動機			燃費改善率の型式及び燃費改善	車両重量(t)	燃費	CO2排出	燃費改善率	CO2削減率	燃費改善率	CO2削減率	燃費改善率	CO2削減率	燃費改善率	CO2削減率	燃費改善率	CO2削減率	燃費改善率	CO2削減率	
			型式	総排気量(L)	最大トルク(N-m)																	最大出力(kW)
UDトラック	※1 カセット	2TG-EJRB8AF	4JZ1	2,999	375	110	SAT	2496														115
		2TG-EJRB8AF	4JZ1	2,999	375	110	SAT	2496	4001	2000	13.73	188	11.93	I.P.FI, TC, IC, D	EGR, DF, SCR	2-4D						115
		2TG-EJRB8AM	4JZ1	2,999	375	110	SAT	2496	4001	2000	13.73	188	11.93	I.P.FI, TC, IC, D	EGR, DF, SCR	2-2D						115
		2TG-EJRB8AM	4JZ1	2,999	375	110	SAT	2496	4001	2000	13.73	188	11.93	I.P.FI, TC, IC, D	EGR, DF, SCR	2-4D						115
		2TG-EKR88AC	4JZ1	2,999	375	110	SAT	2496	4001	2000	13.73	188	11.93	I.P.FI, TC, IC, D	EGR, DF, SCR	2-4D						115
		2TG-EKR88AF	4JZ1	2,999	375	110	SAT	2496	4001	2000	13.73	188	11.93	I.P.FI, TC, IC, D	EGR, DF, SCR	2-4D						115
		2TG-EKR88AF	4JZ1	2,999	375	110	SAT	2750	5914	2999	12.02	215	10.59	I.P.FI, TC, IC, D	EGR, DF, SCR	2-4D						113
		2TG-EKR88AM	4JZ1	2,999	375	110	SAT	2496	4001	2000	13.73	188	11.93	I.P.FI, TC, IC, D	EGR, DF, SCR	2-4D						115
		2TG-EKR88AM	4JZ1	2,999	375	110	SAT	2750	5914	2999	12.02	215	10.59	I.P.FI, TC, IC, D	EGR, DF, SCR	2-4D						113

「令和7年燃費基準達成レベル」が100以上であれば、2025年燃費基準達成車なので申請ができます。
「令和7年度燃費基準達成レベル」が105以上であれば、補助額が+5万円になります。

- ・令和8年4月1日から令和9年1月29日の間に新車新規登録された事業用車両で所有権が留保されていないこと。
- ・型式に「改」の付く車両は、公募要領にて適否を確認ください。

- J グランツ(補助システム)で申請する場合は、[J グランツサイト](#)よりアクセスください。
- 電子メール申請の場合は、申請書(様式第1)記載のメールアドレスから送付下さい

概要

- ・受付期間: 令和 8 年 6 月 8 日～令和 9 年 1 月 29 日まで
- ・申請台数: 1 事業者あたり 4 台
- ・予算額: 約 28 億円
- ・廃車を伴わなくても補助金申請ができます。(廃車の有無により補助金額は異なります)
- ・リースの場合は、リース会社(所有者)が申請者となり、リース料金の減額によって運送事業者
に補助金を還元します。
- ・審査は申し込み順に行いますが、予算残額が 2 割程度に達した場合には当該日付以降は申し
込み順の審査は行わず、当該日付から令和 8 年 1 月 29 日までに申し込み
のあったすべての申請を対象に審査を行います。また予算残額を超える申請
があった場合には、抽選により補助事業者を決定します。
- ・受付状況、予算残額は、弊機構ホームページをご覧ください。 ⇒ ⇒



参考: 基準額

- ・低炭素型ディーゼルトラックの基準額は、車型区分・廃車の有無によって異なります。(下表参照)

車型区分 (車両総重量)		基準額	廃車の有無(廃車要件は下記を参照)		令和 7 年度(2025 年度)重量車燃 費基準を達成しているを自動車検 査証記録事項の備考欄で確認くだ さい。 達成レベル 105 以上の車両は、 区分・廃車有無に関わらず一律 5 万円が上乗せされます。
			廃車有	廃車無	
大型 (12t 超)	令和 7 年度 (2025 年度) 燃費基準 達成車	75 万円	50 万円		
中型 (7.5t 超～12t 以下)		42 万円	28 万円		
小型 (3.5t 超～7.5t 以下)		15 万円	10 万円		

廃車要件(廃車(永久抹消)を伴う場合)

- ・平成 27 年度以前初度登録の事業用トラックであること
 - ・令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 1 月 29 日の間に廃車(永久抹消)するもの
 - ・使用者名が新車登録する車両の所有者名(リースの場合は使用者名)と同一であること
 - ・導入する車両と同じ車型区分以上であること
 - ・廃車するまで過去 1 年、継続して原則自社で事業用トラックとして使用していたもの
 - ・廃車日の 6 カ月前の期日における自動車検査証が有効であり、一定距離の走行をしていること
- その他詳細は、[弊機構ホームページを参照ください。](#)

問い合わせ先



一般財団法人 環境優良車普及機構 補助事業執行部 低炭素型ディーゼル車普及事業
TEL: 03 (5341) 4577 FAX: 03 (5341) 4578
メールアドレス: hojokin@levo.or.jp
ホームページ: <https://www.levo.or.jp/subsidy/diesel/>